

別添 3 農福連携型（農福連携支援事業及び整備事業）

第 1 目的

農山漁村においては、人口の減少・高齢化等により労働力の減少、荒廃農地の発生等の課題が生じています。

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

農福連携の取組を積極的に行うことにより、障害者などの雇用・就労による労働力の確保、農地の維持・拡大、荒廃農地の解消や発生防止、地域コミュニティの維持に繋がるものとなります。

このため、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備等を支援します。

第 2 事業内容等

この要領により公募を行う事業は次のとおりであり、事業内容、事業実施主体等は実施要領案別表 1 及び 2 に定めるとおりです。

- 1 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業の農福連携の取組）（以下「農福連携の取組」という。）
- 2 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）（以下「整備事業」という。）
- 3 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業の地域協議会の設立及び体制整備）（以下「協議会体制整備」という。）

第 3 提案書の作成及び提出

1 応募に必要な書類

- (1) 令和 7 年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（別添様式）
- (2) 提案書に添付する資料
別添様式の「7 添付資料」のとおり提出してください。

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体は A 4 判 13 ページ以内で記入してください。

なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 13 ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは 11 ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

(2) 過去の交付決定の取消し

提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に、補助金適正化法第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

(3) 本事業による取組が以下の事業による取組と内容が重複する場合には、本事業に応募することはできません。(ウからカまでの事業は厚生労働省が所管する事業です。)

ア 農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策のうち都市農業機能発揮支援事業)

イ 農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業(農福連携型))

ウ 社会福祉施設等施設整備費補助金

エ 障害者作業施設設置等助成金

オ 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

カ 農福連携プラス推進モデル事業

第4 審査の観点

1 審査の前提条件

実施要領案別表1の事項2の事業を実施する場合は、以下の項目の全てを満たしていない場合、審査の対象になりません。

(1) 事業計画の妥当性

ア 事業要件との整合性が取れた適正な計画であること

イ 施設等の規模が妥当であること

ウ 事業費の積算が適正であること

(2) 事業効果の妥当性

ア 農福連携に関する取組になっていること

イ 事業効果は、利用計画に基づいた妥当な内容となっていること

ウ 費用対効果が1.0以上あること

費用対効果は、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業)費用対効果算定要領(令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知)に定めるところにより、算定してください。

(3) 事業費負担の妥当性

事業費の負担について適正な資金調達計画及び償還計画が策定されていること

(4) 適正な施設等の管理

事業完了後の施設等の管理が適正に行われる見込みがあること

2 審査においての個別事項

次に掲げる基準を満たせる提案となっているかを審査します。

- (1) 自立的かつ継続的な取組であって、農福連携に関する取組の全国展開に資するものと見込まれること。
- (2) 障害者等の雇用及び就労を確保しつつ、地域農林水産業の維持を図ること。
- (3) 農林水産物生産施設において生産された農林水産物及びその加工品を直売所で販売すること等を通じ、地域コミュニティの維持を図ること。
- (4) 農林水産業の有する福祉的機能（癒しを与える機能等）を通じて高齢者の生きがいの創出並びにリハビリ及び介護を図ること等に積極的に取り組むことが確実にあること。

なお、提案書に記載された事業が実施要領案別記5の第11に掲げる施策との連携が認められる取組である場合は審査において配慮します。

3 審査の基準

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農福連携支援事業及び整備事業

①必須事項

区分	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	①公募要領別添3の第3の2の(3)に掲げる事業の取組と重複していないこと。
				②実施要領案別記5の別表2の選定要件の3または4の要件を満たしていること。
				③整備事業にあつては、公募要領別添3の第4の1の要件を全て満たしていること。
				【経営支援の場合】 実施要領案別記5の第3の2の(3)のエの要件を全て満たしていること。

注 必須事項の採択要件を満たさない項目が1つでもある場合は不合格となる。

②共通事項

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5 点	A: 5 点 B: 4 点 C: 3 ～ 2 点 D: 1 点 E: 0 点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10 点	A: 10 ～ 9 点 B: 8 ～ 7 点 C: 6 ～ 3 点 D: 2 ～ 1 点 E: 0 点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10 点	A: 10 ～ 9 点 B: 8 ～ 7 点 C: 6 ～ 3 点 D: 2 ～ 1 点 E: 0 点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組に繋がるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5 点	A: 5 点 B: 4 点 C: 3 ～ 2 点 D: 1 点 E: 0 点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30 点		

注1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

注2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

③－1 個別事項（農福連携の取組、整備事業）

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
個別事項	1	障害者等が農林水産分野に関わるための取組の具体性	10 点	A: 10 ～ 9 点 B: 8 ～ 7 点 C: 6 ～ 3 点 D: 2 ～ 1 点 E: 0 点	・「6 目標」及び「7 事業実施内容」において、障害者等が生産に携わった農林水産物の販売方法が明確かつ具体的に示されているか。 ・「7 事業実施内容」において、障害者等が年間を通じて農作業に従事するための環境整備が見込まれる計画となっているか。

	2	地域農林水産業や農山漁村地域に果たす役割の具体性	10 点	A:10～9 点 B:8～7 点 C:6～3 点 D:2～1 点 E:0 点	・障害者、生活困窮者、引きこもりの状態にある者や犯罪をした者が地域の農林水産業の労働力として活躍できる取組となっているか。もしくは、高齢者が生きがいをもって、地域と繋がって活躍できる取組となっているか。 ・農林水産物の販売等を通じて地域と関わるなど、地域の活性化に繋がる取組となっているか。
	小計		20 点		

注 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

③－２ 個別事項（協議会体制整備）

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
個別事項	1	設立及び体制整備の取組の具体性	10 点	A:10～9 点 B:8～7 点 C:6～3 点 D:2～1 点 E:0 点	・「6 目標」及び「7 事業実施内容」において、地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体数の増加に向けた取組が明確かつ具体的に示されているか。 ・「7 事業実施内容」において、農福連携の意義の普及、ルール作り、人材育成など、地域における個々の農福連携の取組の発展に繋がる取組となっているか。
	2	地域に果たす役割の具体性	10 点	A:10～9 点 B:8～7 点 C:6～3 点 D:2～1 点 E:0 点	・地域の農業、福祉の関係団体、農林水産物の加工や販売の関係者等と連携した取組など、地域の活性化に繋がる取組となっているか。 ・地域住民への普及等を通じて、農福連携に関する地域の理解促進や、障害者にとどまらない多様な人々の農業を通じた社会参画を図る取組となっているか。
	小計		20 点		

注 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

合計（②＋③－１または③－２）	50 点
-----------------	------

④施策との関連等

区分	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
施策との関連等	1	「デジ活」中山間地域との関連	1 点	デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組であること。
	2	みどりの食料システム法に基づく計画等との関連	1 点	- 以下の計画等のいずれかに位置付けられているか。 「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和 4 年法律第 37 号）第 19 条 1 項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する計画もしくは、第 21 条第 1 項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画が承認されている。 - 同法第 39 条第 1 項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画が認定されている。 - 同法第 16 条第 1 項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域となっている。 - みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 8 日付け 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知）別記 10 第 1 の 1 に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する「農林漁業循環経済先導計画」に位置付けられた取組であるもの。
	3	国土強靱化計画に基づく計画との関連	1 点	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）第 13 条に基づく国土強靱化地域計画において地域コミュニティの維持・活性化に繋がる取組が策定されている。
	4	二地域居住の推進に向けた取組との関連	1 点	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 22 条第 1 項に基づき市町村が策定する「特定居住促進計画」に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組であるもの。
		交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△10 点	過去 3 年間に交付決定の取消しの原因となる行為があった場合は減点する。